

中選挙区比例代表併用制・中選挙区比例代表統合制・小選挙区比例代表併用制・参議院型並立制の比較

2017年6月20日

太田光征

	中選挙区比例代表併用制 (太田光征) http://otasa.net/documents/mpr.doc	中選挙区比例代表統合制 (桂協助)	小選挙区比例代表併用制 (ドイツ) https://is.gd/R8YBAQ	小中選挙区比例代表並立制 (参議院)																								
定数枠の統合／分離	定数枠を統合	共通枠と政党独占枠に分離	共通枠と政党独占枠に分離	共通枠と政党独占枠に分離																								
候補者・投票法の種別で定数枠を分けるか	<table border="1"> <tr> <td>総定数例</td> <td>500 議席</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>500 議席</td> </tr> <tr> <td>政党</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>政党・無所属ともあらゆる候補者が中選挙区投票の定数でもあり全国比例名簿投票の定数でもある統合定数枠に立候補し、<u>両投票法</u>を受ける。</p> <p>総定数 500 の場合、中選挙区は 5 人区×100 区など。</p>	総定数例	500 議席	共通	500 議席	政党	—	<table border="1"> <tr> <td>総定数</td> <td>480 議席</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>中選挙区 300</td> </tr> <tr> <td>政党</td> <td>比例名簿 180</td> </tr> </table> <p>中選挙区は 2 人区×60 区、3 人区×60 区とし、政党比例名簿の 180 議席は追加配分議席と呼ばれる。</p>	総定数	480 議席	共通	中選挙区 300	政党	比例名簿 180	<table border="1"> <tr> <td>総定数</td> <td>598 議席</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>小選挙区 299</td> </tr> <tr> <td>政党</td> <td>比例名簿 299</td> </tr> </table> <p>政党にはさらに超過議席と調整議席が与えられ、仮総定数を増やす要因となる。</p> <p>※小選挙区を 5 人区に変更する案が 2011 年に連邦議会の公聴会で提案されている。</p>	総定数	598 議席	共通	小選挙区 299	政党	比例名簿 299	<table border="1"> <tr> <td>総定数</td> <td>242 議席</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>選挙区 146</td> </tr> <tr> <td>政党</td> <td>比例名簿 96</td> </tr> </table> <p>政党でない政治団体も比例区に立候補できるが、10 人の立候補者を揃えないと比例区に立候補できない(立候補者 10 人要件)。</p>	総定数	242 議席	共通	選挙区 146	政党	比例名簿 96
総定数例	500 議席																											
共通	500 議席																											
政党	—																											
総定数	480 議席																											
共通	中選挙区 300																											
政党	比例名簿 180																											
総定数	598 議席																											
共通	小選挙区 299																											
政党	比例名簿 299																											
総定数	242 議席																											
共通	選挙区 146																											
政党	比例名簿 96																											

定数枠の統合／分離の理由	統合定数枠に2種投票法を重層的に作用させ、民意測定を精密化・平等化する。	中選挙区選挙で比例性を担保するための調整議席を追加する結果、分離。	英、米仏の占領地区でそれぞれ小選挙区制、比例代表制だったことが背景か。	単なる折衷。
併用／統合／並立の目的	上記目的で併用	政党獲得議席への選挙区当選議員の比例的組み込み	政党獲得議席への選挙区当選議員の比例的組み込み	単なる別個選挙の同時実施
選挙区定数の統一／混在	5人区などで統一	2人区と3人区が混在	1人区で統一	1～6人区が混在
選挙区間死票率格差	(確率的) 格差なし	(確率的) 格差あり	(確率的) 格差なし	(確率的) 格差あり
選挙区定数の採用理由	小数勢力も準比例的に当選	1政党1候補に最適	地域代表性の担保	都道府県単位の選挙を実現
1人X票でY人を選出?	2票で1人を選出	1票で1人～1人超を選出	2票で1人～1人超を選出	2票で2人を選出
候補者の種別で投票価値の格差はあるか	候補者間の平等を追求 ※1人2票制だが <u>投票の結果価値のある持ち票</u> は中選挙区投票と全国比例名簿投票のいずれか1票で、「 <u>統合定数枠をめぐる2種投票法の併用</u> 」が <u>民意測定の精密化と平等化</u> を担う。	無所属に不利な格差あり ※1人1票制で持ち票は選挙区の1票。 ○無所属を当選させた有権者は1人だけを選出(300分の1議席の権利)	無所属に不利な格差あり ※1人2票制だが <u>投票の結果価値のある持ち票</u> は原則として比例名簿への第2票(政党)または選挙区での第1票(無所属)の1票。第1票は原則として政党獲得議席に選挙区当選議員を組み込むための票。 ○第1票で無所属を当選させた有権者は第2票が無効とされ、1人だけを選出(299	—— ※1人2票制で <u>投票の結果価値のある持ち票</u> は選挙区の1票と比例区の1票。

		<p>○政党候補者（または擁立政党）に投じた有権者は当該政党の比例名簿へも投票したと見なして1人超を選出（「300分の1議席の権利」＋「180分の1議席の権利」）</p>	<p>分の1議席の権利)</p> <p>○政党へ第1票と第2票を投じた有権者は平均2人超を選出（「299分の1議席の権利」×2＋「超過議席・調整議席の権利」）</p>	
<p>選挙権と立候補権の作用域 （完全主権 vs 制限主権）</p>	<p>総定数に及ぶ （完全主権）</p> <p>○あらゆる候補者が<u>統合定数枠</u>に立候補して、<u>あらゆる投票者</u>の審判を受ける。</p>	<p>総定数には及ばない （制限主権）</p> <p>○無所属は追加配分議席枠＝政党独占枠（総定数－中選挙区総定数）に立候補できない。</p> <p>○中選挙区で無所属に投票した有権者は中選挙区総定数とは<u>別枠</u>の追加配分議席枠への選挙権を行使できない。</p> <p>○少数政党が<u>全国</u>の追加配分議席枠に立候補しても、当該少数政党が追加配分議</p>	<p>総定数には及ばない （制限主権）</p> <p>○無所属は、（1）政党独占枠（総定数－小選挙区総定数）と（2）投票後に政党にだけ水増しされる調整議席枠に立候補できない（政党獲得議席の増加に対応して無所属向けに水増しされる調整議席の類がない）。</p> <p>○小選挙区で無所属を当選させた有権者にとって、上記（1）と（2）の定数枠に選挙権が及ばない。</p>	<p>総定数には及ばない （制限主権）</p> <p>○立候補者10人要件を満たさない政治団体と無所属は比例区に立候補できない。</p> <p>○有権者が投票したい投票先（政党でない政治団体や無所属）が選挙区と比例区の両方に立候補できる保障がない。</p>

		席枠とは別枠の中選挙区すべてには候補者を立てられない場合、一部の追加配分議席枠にしか立候補していないに等しく、立てられない中選挙区の有権者にとって、追加配分議席枠をめぐる当該少数政党に投票できない。		
選挙区投票の意義	<p>○統合定数枠の下、準比例代表制の中選挙区選挙により、<u>獲得定数枠と当選しやすさに照らして平等な土俵</u>を政党と無所属に提供</p> <p>○<u>単純比例代表制による民意測定の粗さ</u>⁽¹⁾を低減</p>	<p>○投票率の向上</p> <p>○政策論争の喚起</p> <p>○政党獲得議席への選挙区当選議員の組み込み</p>	<p>○地域代表性の担保</p> <p>○政党獲得議席への選挙区当選議員の組み込み</p>	○地域代表性の担保
選挙区投票での当落	<p>無所属の当選のみ確定</p> <p>※無所属の「名簿投票の当選基数」を超えた「過剰生票」の移譲は要検討</p>	全員の当落が確定	全員の当落が確定	全員の当落が確定
選挙区投票での死票	死票は発生しない	死票が確定する	死票が確定する	死票が確定する

名簿投票の意義	○政党・無所属間での投票の結果価値の平等 ○平等な国民主権を保障 ○全国名簿による候補者選択肢の最大化	○政党間での得票率と議席占有率の一致	○政党間での投票の結果価値の平等	○政党間での得票率と議席占有率の一致
名簿投票での無所属の当落	無所属は名簿でも当選可	無所属は名簿登載が不可	無所属は名簿登載が不可	無所属は名簿登載が不可
名簿投票での死票	死票は移譲される ※「過剰生票」の移譲は要検討	死票が確定する	死票が確定する	死票が確定する
比例名簿 ※拘束式：当選順位付き ※非拘束式：当選順位なし	全国非拘束式 候補者すべてを登載 第2選好まで投票 ○政党・政治団体・無所属が全国名簿を提出する。 ○全国の全選挙区から政党名・候補者名で投票。	全国拘束式 候補者の一部を登載 第1選好のみ投票 ○政党だけが全国名簿を提出する。 ○1人1票制の下、選挙区で政党候補者（または擁立政党）に投じた有権者は当該政党の比例名簿へも投票したと見なす。 ○選挙区に立候補せず比例名簿だけに登載される広域候補者は投票対象にならない。	州拘束式 候補者の一部を登載 第1選好のみ投票 ○政党だけが州名簿を提出する。 ○州内の全選挙区から州政党名簿に投票。	全国非拘束式 候補者の一部を登載 第1選好のみ投票 ○政党・政治団体だけが全国名簿を提出する。 ○全国の全選挙区から政党名・候補者名で投票。

		○政党が選挙区に立候補していない場合、当該選挙区の有権者は当該政党の比例名簿に投票できない。		
各党への議席配分 党内での議席配分	<p>(1) 選挙区仮当選者に議席は配分しない。</p> <p>(2) <u>全国</u>比例名簿投票の得票数に基づいて、総定数から無所属の当選数を<u>差し引いた議席</u>を各党に比例配分する。</p> <p>(3) 全国比例名簿投票もしくは選挙区投票の成績または両者の成績に基づいて、党内で議席を配分する。</p>	<p>(1) 選挙区当選者に議席を配分し、<u>全国</u>で集計する。</p> <p>(2) <u>全国</u>政党得票数に基づいて、総定数から無所属の当選数と比例配分足切りライン未達の政党による選挙区当選議席を<u>差し引いた議席</u>を各党に比例配分する。</p> <p>(3) (2)の議席数が(1)の議席数を上回る政党の場合、(2)の議席数を<u>全国</u>での獲得議席数とし、<u>全国</u>比例名簿から差分を充当する。</p> <p>(4) (2)の議席数が(1)の議席数を下回る政党の場合、(1)の議席数を<u>全国</u>での獲得議席数とし、<u>全国</u>比例名簿からは充当しない(<u>超過議席</u>の容認)。</p>	<p>(1)選挙区当選者に議席を配分し、<u>各州</u>で集計する。</p> <p>(2)<u>各州</u>で各党の第2票の得票数に基づいて、<u>各州定数の議席</u>を各党に比例配分する。</p> <p>(3) (2)の議席数が(1)の議席数を上回る政党の場合、(2)の議席数を<u>各州</u>での獲得議席数とし、<u>各州</u>比例名簿から差分を充当する。</p> <p>(4) (2)の議席数が(1)の議席数を下回る政党の場合、(1)の議席数を<u>各州</u>での獲得議席数とし、<u>各州</u>比例名簿からは充当しない(<u>超過議席</u>の容認)。</p>	政党等は選挙区ごと、比例区ごとで独立して議席を配分される。

			<p>(5)各党が各州で獲得した議席数を全国集計した「最低保障議席数」は通常、政党間で比例的にならないため、比例的になるまで各党に<u>調整議席</u>を追加する。</p> <p>※各州および各党への定数配分にはサンラグ・シェーパース式⁽²⁾を適用する。</p> <p>2011年連邦選挙法改正前：</p> <p>(1)各党の第2票の得票数を全州で集計（名簿結合）</p> <p>(2)各党の全州得票数に基づいて総定数598議席を各党に比例配分（上位配分=全州獲得議席の確定）</p> <p>(3)各党の総獲得議席を同方式で各州名簿に比例配分（下位配分=州別議席の確定）。</p>	
比例名簿投票の阻止条項	なし	あり（全選挙区の得票率2%以上）	あり（第2票の得票率5%以上、あるいは小選挙区当選者3名	なし

			以上)	
超過議席と調整議席	いずれもなし	超過議席：可能性あり 調整議席：なし 超過議席が超過議席の発生しなかった政党の追加配分議席枠から削減される。	通常はいずれもあり 結果的に政党間での比例性は確保されるが、無所属に対する差別を拡大する。	いずれもなし
二重の投票価値の防止措置 ⁽³⁾	あり 選挙区で無所属を当選させた選挙人の名簿投票は無効とするが、「過剰生票」の全国比例名簿への移譲は要検討。	1人1票制ゆえになし	あり 無所属、「当該州において州名簿の届出が認められない政党の当選者」、「阻止条項のために第2票に基づく議席配分を受けられない政党の当選者」に第1票を投じた選挙人の第2票を無効とする (http://goo.gl/NeOU2e)。	並立制ゆえになし
定数の確定	投票後に確定 投票数に基づいて各選挙区の定数を調整的に確定する。	投票前に確定	投票前に確定 2011年第19次改正法（実施されず）：投票数に基づいて各州に比例配分する。	投票前に確定

(1) 単純比例代表制による民意測定の粗さ：単純比例代表制は測定対象が少数勢力であるほど、政策に対する選好度という純粋な民意より、選挙運動効果というノイズを拾ってしまう度合いが高まる。候補者 10 人で当選基数を稼いで 1 人を当選させる政党と、当選基数に 1 票足りずに落選する無所属では、むしろ後者の方が民意の支持を得ているといえる。

(2) サンラグ・シェーパース式（各州への投票後の定数配分の例）：各州の投票数÷「配分基数（全州投票総数÷598）」の商を各州に配分（商の端数は切り上げ／切り下げ処理をする。残余議席や超過議席がある場合は配分基数の増減で調整。複数の配分選択肢がある場合はくじ引き）

(3) 二重の投票価値の防止措置：政党の選挙区当選者数を比例配分議席数に組み入れるという基本的な考え方から、同一の選挙人が選挙区で当選させた候補の所属政党と政党名簿投票の投票先政党が異なる異党派投票の場合に取られるべき措置であるが、実際はそうっていない。

シミュレーション

2016年参院選選挙区															
	自民	民進	公明	共産	お維	社民	生活	日こころ	支持なし	怒り	改革	幸福	無所属	計	死票率
中選挙区比例代表併用制	29	14	10	8	6	1	1	0	0	0	0	0	4	73	0
全国名簿得票数で比例配分	28	16	10	8	7	2	1	1	0	0	0	0	0	73	3.7
選挙区得票数で比例配分	34	21	6	6	5	0	0	0	0	0	0	1	0	73	11.7
小中選挙区混在制	37	21	7	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	73	33.1
															定数1は32選挙区

2015年千葉県議会選挙										
	自民	民主	共産	公明	維新の党	市民ネット	社民	無所属	計	死票率
中選挙区比例代表併用制	31	15	7	7	2	1	0	8	71	0
単純比例代表制	32	16	8	8	3	1	1	2	71	13.8
小中選挙区混在制	31	14	5	8	2	2	1	8	71	20.2
										定数1は8選挙区